

銀行等金融機関における金融商品の時価等の開示に関する

監査上の留意事項（中間報告）

平成 21 年 12 月 18 日

日本公認会計士協会

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）が平成20年3月10日付けで改正され、改正後の同基準及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「適用指針」という。）が、平成22年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用されることとなった。これにより、これまでも開示が行われてきた有価証券及びデリバティブ取引の時価情報に加え、通常は市場で売買されない金融商品の時価等の開示が行われることになる。

これに対し、我が国においては、公正価値測定の考え方等について、企業会計基準委員会から平成21年8月7日付けで「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」（以下「ASB」の論点整理」という。）が公表されたところであり、その内容の検討は今後行われるところである。このような状況のもとで、銀行等金融機関においては、通常は市場で売買されない貸出金や預金等がそれぞれ資産及び負債の総額の重要な部分を占めており、かつ、金融商品の時価等の開示に当たり、重要な会計上の見積りを含む実務上の対応が求められている。そのため、銀行等金融機関の監査上、業種の特性等を踏まえた対応が必要と考えられることから、現段階における時価等の開示に関する監査の実務に資する事項をQ & A形式で取りまとめた。

時価に関する事項

開示範囲

Q 1 - 1 : 適用指針第 3 項及び第 4 項に「重要性が乏しいものは注記を省略することができる。」とされていますが、ここでの重要性はどのように判断すればよいでしょうか。銀行等金融機関のように金融商品を多額に保有する業種における監査上の留意事項はありますか。
--

A :

適用指針第 3 項及び第 4 項の重要性は、適用指針全体にかかるものであることに留意が必要です。適用指針は、財務諸表等規則第 8 条の 6 の 2 において規則化されていますが、「重要性が乏しいものは注記を省略することができる。」とされているものは、他にも、財務諸表等規則第 8 条の 2（会計方針）、第 8 条の 6（リース注記）、第 8 条の 7（有価証券注記）があり、これらの開示における判断基準と何ら異なるものではないと考えられます。なお、銀行等金融機関についても、監査上、特別の留意事項はないと考えられます。

開示範囲

Q 1 - 2 : 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品にはどのようなものがありますか。監査上、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A :

平成20年改正の金融商品会計基準では、開示の実効性を高めるために、時価が開示されないこととなる金融商品は、時価を把握することが極めて困難と認められるものに限定されました（金融商品会計基準第81-2項）。金融商品の種類別に考え方を整理すると以下のとおりです。

株式

株式は、一定の種類株式を除き、通常は、将来キャッシュ・フローが約定されていないため、市場価格がない場合には時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に該当するものと考えられています（適用指針第39項）。

債券

債券は、市場価格がない場合でも、将来キャッシュ・フローが約定されている場合には、時価を把握することが極めて困難と認められる場合は多くないと考えられています（適用指針第39項）。

したがって、従来、時価評価の対象外としていた私募債（銀行保証付私募債を含む。）などについても、貸出金と同様の方法により最善の見積りにより時価を算定することが求められるものと考えられます。

デリバティブ

非上場デリバティブ取引の時価評価に当たっては最善の見積額を使用しますが、取引慣行が成熟していないため内容が定まっていない一部のクレジット・デリバティブ、ウェザー・デリバティブ等については、時価を把握することが極めて困難と認められると考えられます（会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第104項）。

なお、いずれの場合でも、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価を注記していない金融商品については、当該金融商品の概要、貸借対照表計上額及びその理由を注記することとされているため（適用指針第5項）監査上はこのような開示の適正性に留意することが必要です。

評価技法

一般

Q 2 - 1 : 適用指針の開示例では、短期借入金など短期間で決済される利付金融商品の時価は、帳簿価額と近似しているという記載がありますが、「短期間」とはどの程度の期間が想定されていますか。監査上、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A :

適用指針の開示例において、短期間で決済される利付金融商品の時価は帳簿価額と近似していると記載されているのは、金融商品の当初認識時点から短期間で決済される場合には、通常、市場金利及び債務者の信用状態の当初認識後の変動が時価に与える影響につき重要性が乏しいことを想定しているものと考えられます。

具体的な期間については、適用指針においては明確に定められておりません。開示例においては1年という記載がみられるものの、「金融商品会計に関するQ & A」Q19のAにおいては、投資信託及び合同運用の金銭の信託のうち、時価で評価しなくても実務上の弊害がないものの考慮事項として「短期間（おおむね3か月以内）に運用成果が分配等されること」という記載もあり、「短期間」の概念は

会計基準等において一義的に定められるものではないと考えられます。

したがって、各銀行等金融機関において、時価の算定における合理性を勘案した上で「短期間」に該当する期間を定め、時価の算定精度をより高める場合を除き、継続的に運用することが考えられます。監査上は、各銀行等金融機関が設定した期間についての合理性を確認した上で、適切な開示を行っていることを確認することが必要です。

なお、当初認識時点から短期間で決済される場合に加え、貸借対照表日から短期間で決済される場合にも、時価の算定における割引計算による影響が小さく、時価が帳簿価額に近似することがあると考えられます。

評価技法

一般

Q 2 - 2 : 金融商品の時価を算定する方法としては、どのような方法（評価技法）がありますか。監査上、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A :

適用指針において、時価は、金融商品会計基準等に定める時価に基づいて算定するものとされています。金融商品実務指針第47項においては、「時価」とは、公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額であるとされています。さらに、金融資産に付すべき時価には、当該金融資産が市場で取引され、そこで成立している価格がある場合の「市場価格に基づく価額」と、当該金融資産に市場価格がない場合の「合理的に算定された価額」とがあるとされています。市場価格がない場合又は市場価格を時価とみなせない場合、時価は、基本的に、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によることとなります。「合理的に算定された価額」とは、以下のような方法で算定された価額をいうとされています（金融商品実務指針第54項）。

- (1) 取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利子率、満期日、信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法

この場合の調整数値等は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

- (2) 対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法

この場合、変動要因等を織り込むことを考慮する。また、適用する割引率は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

- (3) 一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデル（例えば、ブラック・ショールズ・モデル、二項モデル等のオプション価格モデル）を使用する方法

この場合、会社が採用するモデル自体、及びモデルを用いて実際に算定する際のボラティリティ、利子率等の価格決定変数は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

評価方法については、金融商品実務指針第55項において、「金融資産に付すべき合理的に算定された価額は每期同様の方法により入手し、評価の精度を高める場合を除き、みだりにこれを変更してはならない」とされています。

監査上は、銀行等金融機関が選択した時価の算定方法が合理的であり、その開示が適切に行われていることを確認することが必要です。なお、監査手続の実施に当たっては、銀行等監査特別委員会報告第3号「銀行等金融機関のデリバティブ取引の監査手続に関する実務指針」 2 . (4) 評価及び (5) 表示と開示が参考になると考えられます（Q 3 - 1 以降も同様です）。

なお、A S B J の論点整理においては、国際的な会計基準における公正価値の測定方法について記載されています。参考として概要を記載すると、以下のとおりです。

米国財務会計基準書 (SFAS) 第157号及び国際会計基準審議会 (IASB) の公開草案 (ED) では、公正価値の測定に際して、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチと整合する評価技法を用いなければならないとされている。

それぞれのアプローチの特徴は、次のとおりである。

(1) マーケットアプローチは、同一若しくは比較可能な資産又は負債に関する市場取引により生成される、価格その他の情報を用いる評価技法である。

この評価技法には、マトリックス・プライシング (比準価格方式の一種) も含まれるが、これは主として債券の評価に用いられる評価技法であり、個々の証券の市場価格に完全に依拠するのではなく、ベンチマーク証券との関係に依拠する評価技法である。

(2) インカムアプローチは、将来の金額 (利益やキャッシュ・フロー等) を割引現在価値に変換する評価技法である。この評価技法には、現在価値技法及びブラック・ショールズ・モデルや二項モデル等のオプション価格モデルなどが含まれる。

(3) コストアプローチは、資産の用役能力を再調達するために現在必要な金額に基づく評価技法であり、売り手にとっての資産の価格は、同等の効用を有する代替資産を買い手が購入又は構築するために必要なコストを、劣化分について調整した金額となる。この劣化分には、物理的劣化、機能的 (技術的) 劣化、さらには経済的劣化が含まれ、財務報告や税務申告における減価償却よりも広い概念である。

なお、評価技法の選択に当たっては、状況に応じた適切なものであり、十分なデータが入手可能なものを用いなければならないとされ、この際、単独の評価技法を用いることが適切な場合もあれば、複数の評価技法を用いることが適切な場合もあるが、複数の評価技法を用いる場合、それらの結果より得られる金額の範囲が合理的であるかどうかによって適切にウェイト付けしなければならないとされている。

また、評価技法は継続的に適用しなければならないが、より忠実に公正価値を反映する測定が可能になるのであれば、評価技法を変更することが適切であるとされており、その具体例としては、新情報の入手や評価技法の改善などがあるとされている。

評価技法

貸出金

Q 3 - 1 : 貸出金の時価の算定に関する評価技法にはどのようなものがありますか。監査上、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A :

貸出金は、一般に、貸手と借手との相対取引として行われ、市場価格を入手することが困難とされることから、合理的に算定された価額をもって時価とすることになります。時価の算定に関する評価技法としては、対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、適切な市場利子率で割り引いて現在価値を算定する方法 (割引現在価値法) が一般的と考えられます。その際、原則として信用リスク等のリスクを将来キャッシュ・フローに反映させるか、又は割引率をリスク要因で補正することが望ましいとされています (金融商品実務指針第259項)。なお、信用リスク等のリスクを将来キャッシュ・フローに反映させることができる場合には、割引率は、リスク・フリーに近い市場利子率を使用します。

例えば、貸出金の時価について、割引率をリスク要因で調整する方法により算定する場合には、原則として、比較可能な金融資産の市場利子率を割引率として用いますが、貸出金は一般に、市場で取引されないため、貸出金のキャッシュ・フローに固有の不確実性 (信用リスク等) を負担するための

対価（リスク・プレミアム）を銀行等金融機関において算定し無リスクの利子率に加算する方法が考えられます。具体的には、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、評価日現在において同様の新規貸出を行った場合に想定される利率が市場金利や信用リスク等を適切に反映して決定されている場合には、当該利率を基礎として割引率を算定することが考えられます（Q3 - 4のA参照）。なお、「同様の新規貸付を行った場合に想定される利率」は、恣意性を排除した合理的なものであることが必要です。

監査上は、銀行等金融機関が選択した時価の算定方法が合理的であり、その開示が適切に行われていることを確認することが必要です。

評価技法

貸出金

Q3 - 2：貸出金の時価評価をグループ単位で行う場合、グルーピングの方法にはどのようなものが考えられますか。監査上、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A：

貸出金の時価評価は、個々の貸出金の時価を割引現在価値法によって個別に算定し、当該時価を集計することにより貸出金全体の時価を算定することが原則的と考えられますが、時価の算定が合理的に行える限りにおいて、一定のグルーピングを行った上で時価を算定する方法も許容されるものと考えられます。適用指針の金融業の開示例では、以下の区分を行うことが想定されています。

- 種類に基づく区分
- 内部格付に基づく区分・債権区分に基づく区分
- 期間に基づく区分

銀行等金融機関においては、例えば以下のようなグルーピングが考えられますが、細分化の程度については、個々の実情に応じて合理的に設定することが考えられます。

- ・勘定科目別： 割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越
- ・商品別： 事業性貸出、住宅ローン、無担保消費ローン、カードローン
- ・信用格付別： 正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先
- ・期間別： 「1年以内・1年超2年以内・2年超3年以内…」
「3ヶ月以内・3ヶ月超1年以内・1年超2年以内・2年超3年以内…」など

以上に加え、保全状況によるグルーピングを行うことも可能と考えられます。

監査上は、銀行等金融機関が選択した時価の算定方法が合理的であることを確認することが必要です。

評価技法

貸出金

Q3 - 3：適用指針の開示例では、営業貸付金の時価の算定方法として、「変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似している」とされていますが、ここでいう変動金利にはどのようなものが含まれますか。また、どのような場合に「信用状態が実行後大きく変わっていない」と言えますか。監査上、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A：

金融商品（貸出金、預金など）の取引時の金利が金利情勢によってかわるものを変動金利と言います。変動金利の代表的な指標としては、東京銀行間金利（TIBOR）やCD金利があります。

短期プライムレートのように各銀行等金融機関で設定している金利をベースとした変動金利建貸出金については、その金利設定方法を理解した上で、割引現在価値法による時価が帳簿価額に近似するか否かについての十分な検討を行うことが考えられます。なお、この場合は、貸出先の信用状態が実行後に大きく異なっていないことが前提となると考えられます。

また、「信用状態が実行後大きく変わっていない」という点については、債務者の信用状態の変化が、貸出金の時価の算定上、重要な影響を及ぼすかどうかにより判定することが考えられます。

具体的には、時価の算定に重要な影響を及ぼす信用状況の変化を銀行等金融機関において決定する必要があると考えられますが、貸出実行に際して、内部格付ごとの信用スプレッドに関するガイドラインを設定しているような場合には、当該ガイドラインとの整合性を考慮することが考えられます。

監査上は、銀行等金融機関が選択した時価の算定方法が合理的であり、その開示が適切に行われていることを確認することが必要です。

評価技法

貸出金

Q3 - 4：適用指針の開示例では、「固定金利によるものは、貸付金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定している。」と記載されていますが、新規貸付金利が市場金利変動に連動して改定されない場合であっても、当該時価の算定方法を採用することはできますか。監査上、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A：

Q3 - 1のAに記載したとおり、適用指針の開示例における「同様の新規貸付を行った場合に想定される利率」は、市場金利や信用リスク等を適切に反映して決定されていることを想定しているものと考えられます。ただし、銀行等金融機関によっては、一定のレートテーブルをもとに新規貸付金利を決定している場合があります。当該レートテーブルについて市場金利を反映させて一定の期間で改定の検討が行われているような場合には、当該レートテーブルが信用リスク等を適切に反映して区分されている限り、当該レートテーブルを基礎として割引率を算定する方法を採用できると考えられます。この場合には、貸出実行時の貸付金利と時価評価時点での貸付金利が同一であれば、その他の要因に変動がない限り、時価の変動はないと考えられます。

これに対し、市場金利を反映させる改定の検討が行われていない場合には、貸出実行時の貸付金利と時価評価時点の貸付金利が同一であっても、時価の変動がないとはいえないと考えられます。

なお、金融庁から公表されている貸出条件緩和債権関係Q & Aの（問7）では、「金融検査マニュアルにあるような債務者区分ごとの予想損失率の算出が定着してきており、少なくとも債務者区分ごとに信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利（理論値）を算出することも十分可能と考えられる。」とされており、このような理論値金利を基礎とした割引率により時価を算定する方法も考えられます。

監査上は、銀行等金融機関が選択した時価の算定方法が合理的であり、その開示が適切に行われていることを確認することが必要です。

評価技法
貸出金

Q 3 - 5 : 住宅ローンの時価評価上の留意点は何ですか。監査上、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A :

住宅ローンの時価についても他の貸出金と同様に割引現在価値法により算定することが考えられますが、信用リスクに加え、期限前償還リスク等のリスク要因を勘案することが考えられます。

期限前償還リスクのリスク要因の勘案に当たっては、よりきめ細かな対応を可能とするため将来キャッシュ・フローの見積りに反映することが考えられます。

住宅ローンの種類として、貸出期間のうちの特定の期間について固定金利を選択できるといういわゆる金利選択型の住宅ローンがありますが、この場合に適用される固定金利はその時点での市場金利と考えられますので、グルーピングを行う際には固定金利適用中は固定金利の商品に該当するものと考えられます。固定金利適用期間経過後に変動金利の商品に該当するかどうかについては、Q 3 - 3 の A を参考として検討する必要があると考えられます。

また、優遇金利として特定の期間に通常、銀行等金融機関が設定している基準金利よりも低利の住宅ローンを実行することがあります。これには、特定優良顧客に対する条件の優遇など様々な目的があります。このため、金利を優遇して実行した住宅ローンについては、取引の実態に応じて優遇金利を割引率に反映すべきかどうかを検討することが考えられます。

監査上は、銀行等金融機関が選択した時価の算定方法が合理的であり、その開示が適切に行われていることを確認することが必要です。

評価技法
預金

Q 4 - 1 : 預金の時価の算定に関する評価技法にはどのようなものがありますか。監査上、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A :

預金（譲渡性預金を除く。）には取引される市場はなく市場価格がないため、時価の算定に関する評価技法としては、対象金融負債から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、適切な市場利子率で割り引いて現在価値を算定する方法（割引現在価値法）が一般的と考えられます（Q 4 - 3 の A 参照）。

預入期間のある預金であっても預入期間が短期間であり、時価が帳簿価額に近似していると認められる場合には、帳簿価額を時価とすることができると考えられます。また、預入期間のある預金のうち変動金利の預金の時価については、変動金利が短期間で市場金利を反映することにより、時価が帳簿価額に近似していると認められる場合には、帳簿価額を時価とすることができると考えられます。

また、当座預金、普通預金など預入期間の定めがない預金（要求払預金）については、時価評価時において払戻請求された場合の払戻額（帳簿価額）をもって時価とすることが考えられます。適用指針の開示例においても「要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしている。」と記載されています。

監査上は、銀行等金融機関が選択した時価の算定方法が合理的であり、その開示が適切に行われていることを確認することが必要です。

評価技法

預金

Q 4 - 2 : 預金の時価評価をグループ単位で行う場合、グルーピングの方法にはどのようなものが考えられますか。監査上、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A :

預金の時価評価は、個々の預金の時価を割引現在価値法によって個別に測定し、当該時価を集計することにより預金種類別あるいは預金全体の時価を算定する方法が原則的方法ですが、時価の算定が合理的に行える限りにおいて一定のグルーピングを行った上で時価を算定する方法も許容されるものと考えられます。

例えば、以下のようなグルーピングが考えられますが、細分化の程度については、銀行等金融機関の状況に応じて設定することが考えられます。

- ・勘定科目別： 定期預金、定期積金、その他の預金
- ・預金種類別： スーパー定期預金、大口定期預金など
- ・預入期間別： 「1年以内・1年超2年以内・2年超3年以内…」
「3ヶ月以内・3ヶ月超1年以内・1年超2年以内・2年超3年以内…」など

監査上は、銀行等金融機関が選択した時価の算定方法が合理的であることを確認することが必要です。

評価技法

預金

Q 4 - 3 : 定期性預金の時価を割引現在価値法により算定する場合、割引率はどのように算定すればよいですか。監査上、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A :

割引現在価値法により時価を算定する場合には、「原則として信用リスク等のリスクを将来キャッシュ・フローに反映させるか、又は割引率をリスク要因で補正することが望ましい」(金融商品実務指針第259項)とされていますので、銀行等金融機関自身の信用リスクや期限前解約リスクを将来キャッシュ・フロー又は割引率に反映させることが考えられます。

銀行等金融機関自身の信用リスクや期限前解約リスクを割引率に反映させる方法には、将来の一定の期間ごとの区分に応じて、無リスクの利子率に信用スプレッドや期限前解約プレミアムを調整して割引率を見積もる方法や、期限前解約リスクを将来キャッシュ・フローに反映させ、割引率については無リスクの利子率に信用スプレッドを調整して見積もる方法などが考えられます。

他方、適用指針の開示例において、銀行業における預金のうち「定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定している。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いている。」と記載されています。

一般に銀行等金融機関は、市場金利や他行の利率の設定状況などを勘案して店頭表示利率を決定していること、及び、顧客は店頭表示利率を判断材料にして預金取引(預け入れ)を行うことなどから、店頭表示利率は、預金の固有の属性を反映した市場利子率であるとも考えられます。それゆえ、店頭表示利率など評価時点において新規の預金を受け入れる場合に適用される利率をもって割引率とすることも実務上許容される場合が多いと考えられます。

監査上は、銀行等金融機関が選択した時価の算定方法が合理的であり、その開示が適切に行われていることを確認することが必要です。

評価技法
預金

Q 4 - 4 : 割引率として新規取引を行った場合に想定される利率を用いる場合、金利の優遇を考慮に入れるべきですか。監査上、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A :

預金の優遇金利には、一定の条件を満たす顧客に常時適用されるもの、賞与支給時期など一定の時期に定期的に適用されるもの、新規商品の導入時に適用されるもの、創立記念等で複数年に一度適用されるものなどがあります。

これらの優遇金利は、特定優良顧客に対する条件の優遇など様々な目的があります。このため、金利を優遇して調達した預金については、その取引の実態に応じて優遇金利を割引率に反映すべきかどうか検討することが考えられます。

監査上は、銀行等金融機関が選択した時価の算定方法が合理的であり、その開示が適切に行われていることを確認することが必要です。

評価技法
預金

Q 4 - 5 : 割引現在価値法の場合、キャッシュ・フローの見積りはどのように行えばよいですか(期限前解約率を考慮すべきですか。)。監査上、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A :

定期預金などの将来キャッシュ・フローは、基本的には利払日の利息額と満期日の元本の払戻額に基づいて見積もることになりますが、割引現在価値法により時価を算定する場合には、「原則として信用リスク等のリスクを将来キャッシュ・フローに反映させるか、又は割引率をリスク要因で補正することが望ましい」(金融商品実務指針第259項)とされています。

それゆえ、預入期間が長く期限前解約から発生する将来キャッシュ・フローに重要性がある場合は、期限前解約の発生と金利水準の変動との関係、預入からの経過期間との関係など過去の実績等に基づいて定期預金などの期限前解約率を合理的に算定し、将来キャッシュ・フローの見積りに期限前解約率を考慮することが考えられます。

なお、定期預金については自動継続扱いの場合を含め満期後の一定の継続率が想定されますが、預金の継続は満期日に払い戻した元本と利息を元に新たに預金を受け入れるものとして取り扱われます。そのため満期後に預金が続くと想定される場合の継続する預金は、評価時点において存在する預金とは別のものであると認識すべきものと考えられます。また、自動継続を含め預金を継続するかどうかは預金者の意思によるものであり、確定したものではありません。したがって、満期後に預金が続くと想定される場合であっても、時価評価において継続後の預入期間を考慮することは適切ではないと考えられます。

監査上は、銀行等金融機関が選択した時価の算定方法が合理的であり、その開示が適切に行われていることを確認することが必要です。

評価技法

預金

Q 4 - 6 : パーゼル銀行監督委員会から公表されている、国際的に活動する銀行に適用される最低所要自己資本に関する合意（パーゼル）におけるアウトライヤー規制上の「コア預金」は、時価の算定において、要求払い預金であっても、長期性預金として取り扱うべきですか。監査上、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A :

アウトライヤー規制とは、銀行勘定の金利リスク量（標準的金利ショック（上下200ベース・ポイントの平行移動による金利ショック又は保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値による金利ショック）によって計算される経済価値の低下額）が基本的項目（Tier）と補完的項目（Tier）の合計額の20%を超えるものというアウトライヤー基準に該当する銀行等金融機関に対して、金融庁がその原因と改善策等について深度あるヒアリングを行うというものであり、コア預金とは、金利リスク量の算定に用いられる項目で、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されことなく長期間銀行に滞留する預金とされています（金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」）。

具体的にはコア預金は、過去5年の最低残高、過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、又は現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、満期は5年内（平均2.5年以内）として銀行等金融機関が独自に定めるか、銀行等金融機関の内部管理上、合理的に預金者行動をモデル化し、コア預金額の認定と期日への振分けを適切に実施している場合はその定義によるとされています。

アウトライヤー規制上、コア預金は、要求払預金であるにもかかわらず実質的に長期間払い戻しされることがない預金として扱われています。しかし、時価の算定においては、要求払預金が払戻請求された場合には帳簿価額によって払い戻す必要があるため、払い戻すべき金額（帳簿価額）をもって時価とすることが考えられます（Q 4 - 1のA参照）。

監査上は、銀行等金融機関が選択した時価の算定方法が合理的であり、その開示が適切に行われていることを確認することが必要です。

評価技法

私募債

Q 5 - 1 : 私募債の時価の算定に関する評価技法にはどのようなものがありますか。また、時価評価上の留意点は何ですか。監査上、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A :

私募債は、取引価格をブローカー又は情報ベンダー等から入手することが通常困難と考えられるため、経営者が合理的に算定された価額を見積もる必要があります。この場合の算定方法には、利子率、残存償還期間、発行体の信用力等による理論価格方式、あるいは類似銘柄による比準価格方式などの方法があります。また、発行体の外部格付がない、もしくは類似銘柄がないなどの理由により上記方式で時価を算定することが困難な場合には、貸出金と同一の方法により、発行体の信用格付、担保による保全状況等を勘案して時価を算定することが考えられます。

なお、劣後債については、シニア債よりも信用リスクが高いため、そのリスクを考慮して時価を算定する必要があります。

自行保証付私募債については、債券の発行体がデフォルトした場合に銀行等金融機関が元利金の支払を保証していることから、自らの保証は考慮せずに発行体の信用力により時価を算出する方法も考えられます。この場合の時価の算定方法は銀行保証が付いていない私募債と同じ方法になるものと考えられます。なお、自行保証付私募債は発行体から保証料も受け取るため、将来キャッシュ・フロー

の算定には保証料を含めることになると考えられます。

監査上は、銀行等金融機関が選択した時価の算定方法が合理的であり、その開示が適切に行われていることを確認することが必要です。

評価技法

私募債

Q 5 - 2 : 期限前償還コールオプションの付いた永久債や超長期債の時価評価上の留意点は何ですか。監査上、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A :

金融機関や事業会社が資金調達・資本政策の一環として永久債や超長期債を発行する場合に、期限前償還コールオプションが付され、発行体が償還期限の前に償還できる契約になっていることがあります。多くの場合は、コール期日に金利が上昇するステップアップ条項が付されており、期限前償還される可能性が高いスキームとなっています。銀行等金融機関がこのような期限前償還コールオプションの付いた永久債や超長期債を保有しており、当該債券の市場価格がなく、「合理的に算定された価額」を時価とする場合は、以下の事項に留意する必要があります。

評価時における期限前償還の可能性を判断するためには、例えば、市場金利の動向、ステップアップ条項の有無・内容、発行時から評価時における発行体の信用リスクの変動、発行体の評価時点の資本調達能力、発行体が過去に発行した類似債券の償還状況等を考慮することが考えられます。これらを考慮した上で、期限前償還の可能性を価格決定変数として織り込んだ評価モデルにより時価を算定することが考えられます。また、期限前償還される可能性が極めて高いと判断される場合には、コール日が償還期日である債券として評価する方法も考えられます。

監査上は、銀行等金融機関が選択した時価の算定方法が合理的であり、その開示が適切に行われていることを確認することが必要です。

評価技法

当座貸越契約及び貸出コミットメント

Q 6 - 1 : 当座貸越契約及び貸出コミットメントの時価の算定に関する評価技法にはどのようなものがありますか。監査上、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A :

金融商品実務指針第139項では、「当座貸越契約(これに準ずる契約を含む。)及び貸出コミットメントについて、貸手である金融機関等は、その旨及び極度額又は貸出コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額を注記する」ものとされており、適用指針第22項では、当該「注記額が資産の総額に対して重要な割合を占め、かつ、契約で示された固定利率で実行される際の時価に重要性がある場合には、その時価及び当該時価の算定方法を注記することが適当である」とされています。

時価の算定に関する評価技法としては、契約期間、極度額又は貸出コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額(未使用枠)の実行可能性、金利、借手の信用リスク、実行する貸出金の条件などを基礎としてシミュレーションモデルを用いた期待値推計を行う方法などが考えられます。しかし、このような評価モデルによる算定に必要な情報を入手することが現実的でない場合は、コミットメント・フィー等を決定するに当たり、取引先の信用リスク、金利リスク等が適正に反映されていることを条件に、契約上のコミットメント・フィーの将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される将来コミットメント・フィー等のキャッシュ・フローとの差額を割り引いて現在価値を算定する方法により算定することも考えられます。

監査上は、銀行等金融機関が選択した時価の算定方法が合理的であり、その開示が適切に行われて

いることを確認することが必要です。

評価技法 債務保証

Q 7 - 1 : 債務保証契約（支払承諾）の時価の算定に関する評価技法にはどのようなものがありますか。監査上、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A :

銀行等金融機関の財務諸表において、債務保証契約は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）等に基づき、貸借対照表に支払承諾見返（資産）及び支払承諾（負債）として、その保証額又は保証極度額が計上されます。適用指針第23項では、金融商品実務指針第137項及び監査委員会報告第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」に基づく注記を行っている企業を前提として、「その注記額が資産の総額に対して重要な割合を占め、かつ、その時価に重要性がある場合には、その時価及び当該時価の算定方法を注記することが適当である」とされています。

時価の算定に関する評価技法としては、契約期間、保証の履行可能性、担保による回収可能性などを基礎としてシミュレーションモデルを用いた期待値推計を行う方法などが考えられます。しかし、このような評価モデルによる算定に必要な情報を入手することが現実的でない場合は、保証料を決定するに当たり、債務者の信用リスク、担保による回収可能性等が適正に反映されていることを条件に、契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて現在価値を算定する方法により算定することも考えられます。

監査上は、銀行等金融機関が選択した時価の算定方法が合理的であり、その開示が適切に行われていることを確認することが必要です。

注記方法

デリバティブ

Q 8 - 1 : 業種別監査委員会報告第24号及び第25号において認められている内部取引等の取扱いを適用している場合のデリバティブ取引の時価等の注記は、どのように記載すればよいですか。監査上、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A :

適用指針第4項(3)では、デリバティブ取引について、ヘッジ会計が適用されていないものとヘッジ会計が適用されているものを区分して、時価等を注記するものとされています。一方、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」3.(2)では、「恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準（例えば、必ず3営業日以内に内部取引と同条件のカバー取引を実施すること等）を定め、当該基準に従った運営を行うことを条件として、連結会社間取引及び内部取引から生じた収益及び費用を消去しなかった場合でも、監査上妥当な会計処理を行ったものとして取り扱うことができるものとする」とされており、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」3.においても同様の取扱いが定められています（なお、「内部取引」とは、銀行法施行規則第13条の6の3の規定により特定取引勘定を設置する銀行が、銀行法施行規則等の規定に従い、銀行内における特定取引勘定とそれ以外の勘定との間で行う内部取引をいう。以下、連結会社間取引と併せて「内部取引等」という。）。

業種別監査委員会報告第24号及び第25号において認められている上記の取扱いを適用している場合、デリバティブ取引の時価等の注記におけるヘッジ会計が適用されていないものとヘッジ会計が適用されているものを区分する方法としては、以下の方法が考えられます。

内部取引等をすべて消去し、内部取引等の対外カバー取引をヘッジ会計が適用されているものとする方法

業種別監査委員会報告第24号及び第25号において認められている上記の取扱いは、内部取引等にヘッジ会計を適用して繰り延べられる損益又は評価差額は、対外カバー取引にヘッジ会計を適用した場合の金額に近似することから、貸借対照表作成上、内部取引等の時価を相殺消去しつつも、ヘッジ会計の効果を財務諸表に反映させることを意図したものと解されます。

したがって、デリバティブ取引の時価等の注記においては、内部取引等をすべて消去した上で、ヘッジ会計が適用されている内部取引等に対応する対外カバー取引をヘッジ会計が適用されているものとして扱うことが考えられます。

ヘッジ会計が適用されている内部取引等を消去せず、ヘッジ会計が適用されていないものとヘッジ会計が適用されているものの双方に記載する方法

業種別監査委員会報告第24号及び第25号においては、ヘッジ会計が適用される内部取引等の対外カバー取引は、実務上、内部取引等と同条件にはならないことが想定されています。

したがって、デリバティブ取引の時価等の注記においては、ヘッジ会計が適用されている内部取引等を消去しないことがむしろ適切であると考えられる場合には、ヘッジ会計が適用されている内部取引等を、ヘッジ会計が適用されていない取引(特定取引勘定等の側からみた内部取引等)とヘッジ会計が適用されている取引の2つの取引として記載することが考えられます。なお、ヘッジ会計が適用されていないものについては、「市場取引」と「市場取引以外の取引」の区分に加えて、「連結会社間取引及び内部取引」の区分を設けることが適切と考えられます。

監査上は、開示が適切に行われていることを確認することが必要です。

支払承諾

Q 9 - 1 : 債務保証契約(支払承諾)の貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額は、どのように記載すればよいですか。監査上、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A :

Q 7 - 1 のAに記載したとおり、銀行等金融機関の財務諸表において、債務保証契約は、貸借対照表に支払承諾見返(資産)及び支払承諾(負債)として、その保証額又は保証極度額が計上されます。しかしながら、適用指針第4項(1)において注記するものとされている貸借対照表計上額は、貸借対照表日における時価と比較すべき金額が想定されていると解されるため、貸借対照表上の支払承諾見返及び支払承諾の金額はこれに該当しないと考えられます。

したがって、銀行等金融機関が債務保証契約の時価等を注記する場合においても、その時価及び時価の算定方法を記載すればよく、貸借対照表計上額及び貸借対照表日における時価及びその差額という形式での記載は要しないものと考えられます。

監査上は、開示が適切に行われていることを確認することが必要です。

貸出金、預金

Q10 - 1 : 貸出金や預金の貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額は、どのように記載すればよいですか。監査上、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A :

Q3 - 1のA及びQ4 - 1のAに記載したとおり、貸出金や預金の時価は、貸出金や預金から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法により算定されます。一方、貸借対照表上は、将来キャッシュ・フローのうち、貸借対照表日までの既経過利息が未収収益又は未払費用として別途計上されています。金融商品の時価等に関する事項の注記において、貸出金や預金の貸借対照表計上額と時価との関係を開示する方法としては、例えば、以下の開示が考えられます。

(開示例)

預金の元本を10,000、未払利息を15、時価を10,020とする。

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	10,000	10,005	5
未払費用(預金利息)	15	15	-
	10,015	10,020	5

時価評価の対象となる預金

残存預入期間6カ月の定期預金(元本金額10,000、預入期間1年、適用金利0.30%)

割引率0.20%(決算日における預入期間6カ月の定期預金の適用利率)

貸借対照表に計上される未払預金利息15(=10,000×0.30/100×6/12)

$$\text{預金の時価(経過利息を含むベース)} = \frac{10,000 \times (1 + 0.30/100)}{(1 + 0.20/100)^{6/12}} = 10,020$$

なお、上記の開示例は、理解を深めるために示したものであり、これ以外の方法により記載することを妨げるものではありません。監査上は、各銀行等金融機関の実情に即して適切な開示が行われていることを確認することが必要です。

適用

業種別委員会報告第44号「銀行等金融機関における金融商品の時価等の開示に関する監査上の留意事項(中間報告)」(平成21年12月18日)は、平成22年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表の監査から適用する。